公益財団法人世田谷区保健センター職員懲戒審査委員会規則

平成 6 年 12 月 28 日
財世保規則第 1 号

（設　置）

第１条　職員の懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）職員就業規程（昭和 52 年財世保規程第 6 号）第 51 条の規定に基づき職員懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審査委員会は、理事長の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。

（１）財団が定める規程及び規則等に違反したとき。

（２）職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

（３）職員にふさわしくない非行があったとき。

（組　織）

第３条　審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には、理事長があたる。

３　委員には、副理事長、常任理事、所長、事務局長、事務局管理課長の職にある者をもって充てる。

４　前項のほか、委員長は懲戒審査に必要と認める職員を委員として加えることができる。

（職務及び代理）

第４条　委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

２　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招　集）

第５条　審査委員会は、委員長が招集する。

（会　議）

第６条　審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見聴取等）

第７条　審査委員会は、審議のため必要があると認めたときは、事案に関係のある職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

（除　斥）

第８条　委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関係する事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（幹　事）

第９条　審査委員会に幹事を置き、事務局管理課長の職にある者をもって充てる。
（庶　務）
第１０条　審査委員会の庶務は、管理課財団運営係において処理する。

附　則
この規則は、平成6年12月28日から施行する。
附　則（平成18年3月31日規則2号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附　則（令和6年3月8日規則4号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。
附　則（令和7年3月19日規則8号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。